

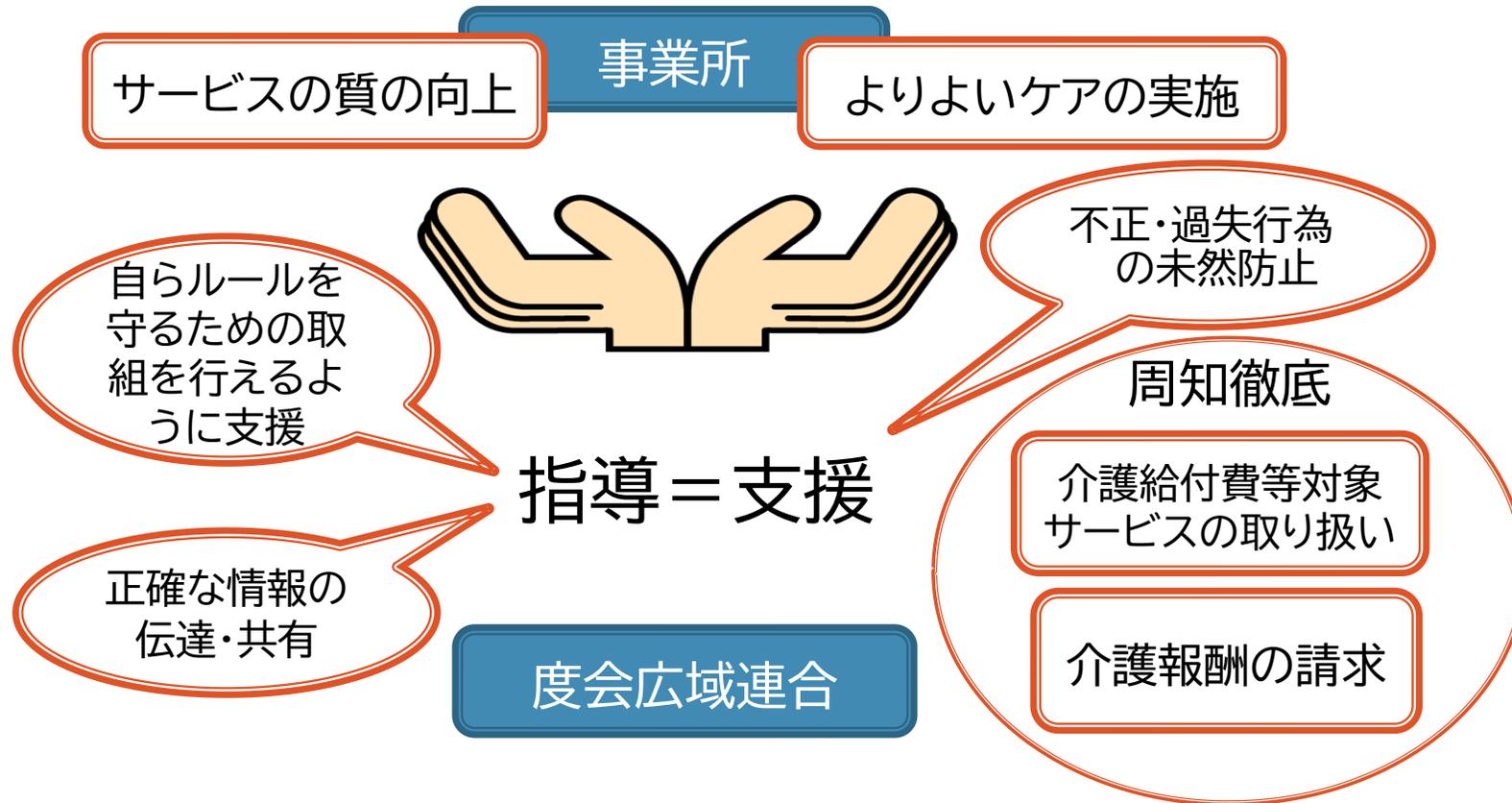
令和6年度 集団指導(全サービス共通)

度会広域連合



はじめに

度会広域連合事務局長 挨拶



事業所とともに住民が安心して暮らすことができる地域を作りたい！！



目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



指導について

指導の種類

| | 集団指導 | 運営指導 |
|-----|---|------------------------------------|
| 対象者 | 町が指定の権限を持つ全サービス事業所 | 選定したサービス事業所 |
| 場所 | 指定した会場 Web 等 | 選定した事業所の事務所 等 |
| 方法 | 講義形式 等 | 面談形式 |
| 内容 | 各種基準等の周知、過去の指導・処分事例の紹介、関係機関からの連絡等、必要に応じ決定 | 人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う |



指導について

指導と監査の違い

【指導】支援

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業所を支援すること。

◆介護サービスの質の向上・確保

◆保険給付の適正化

※定期的に行われる

【監査】公正適切な措置

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正且つ適切な措置を取ること。

※入手した情報等により随時行われる



目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



令和5年度運営指導報告

令和5年度運営指導結果一覧表

| 実施事業数 | | 口頭指導 | 文書指導 |
|-----------|---|------|------|
| 6事業所 | | 32 | 7 |
| 地域密着型通所介護 | 1 | | |
| 第一号通所介護 | 1 | | |
| 居宅介護支援 | 3 | | |
| 介護予防支援 | 1 | | |



令和5年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

①秘密保持について

★従業員が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、退職後も漏らすことがないように、秘密を保持すべき旨の誓約書等を徴収するなど、必要な措置を講じること。

★利用者の家族に関する個人情報を使用する場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書にて得ておくこと。



令和5年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

②職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について
★事業主が講ずべき措置の具体的内容として、以下の2点が定められているので適切に対応すること。

ア.事業者の方針の明確化及びその周知・啓発

イ.相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備



令和5年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

③苦情処理について(居宅介護支援・介護予防支援)

★居宅サービス計画、介護予防サービス計画に位置付けたサービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に適切に対応し、当該苦情の内容等を記録すること。

④個別サービス計画の提出について(居宅介護支援・介護予防支援)

★居宅サービス計画、介護予防サービス計画に位置付けた事業者等に対し、個別サービス計画の提出を求めること。



目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



令和6年度実施方針

実施方法

集団指導: 動画配信と資料掲載により、今年度の法改正の注意点等の伝達、共有を行います。

運営指導: 実地により、書類点検の他、施設内巡視等により、適切なサービスが提供されているかを確認します。



令和6年度実施方針

指導における重点項目

- (1) 法令遵守の状況について
- (2) 利用者の尊厳の保持
- (3) 感染症等の対策
- (4) 危機管理への取組
- (5) ハラスメント対策の状況について



令和6年度実施方針

(1) 法令遵守の状況について

◆人員基準について

従業員の員数は適切であるか、必要な専門職が揃っているか、兼務体制は適切か等

◆運営基準について

取扱方針等に定められている事項に沿ってサービスを行っているか等

◆設備基準について

使用目的に沿って使われているか、施設内の環境が不適切ではないか、非常災害対策が施されているか等

◆適正な介護報酬の請求が行われているか(特に加算関係)



令和6年度実施方針

(2)利用者の尊厳の保持

- ◆ 利用者に対して虐待等の不適切な介護を行っていないか。
- ◆ 虐待防止の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行っているか。
- ◆ 緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行っていないか、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は適切な手順を踏んでいるか。

(3)感染症対策

- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っているか。



令和6年度実施方針

(4) 危機管理への取組

- ◆ 感染症及び災害に係る業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等が行われているか。
- ◆ 非常災害時のマニュアルや連絡体制等が実態に合っているか。
- ◆ 事故や苦情等の記録が適切に行われ、再発防止が検討されているか。

(5) ハラスメント対策の状況について

- ◆ 職場におけるハラスメントに関する方針を明確にし、従業員に周知啓発しているか。
- ◆ 職場におけるハラスメント相談体制が整備されているか。



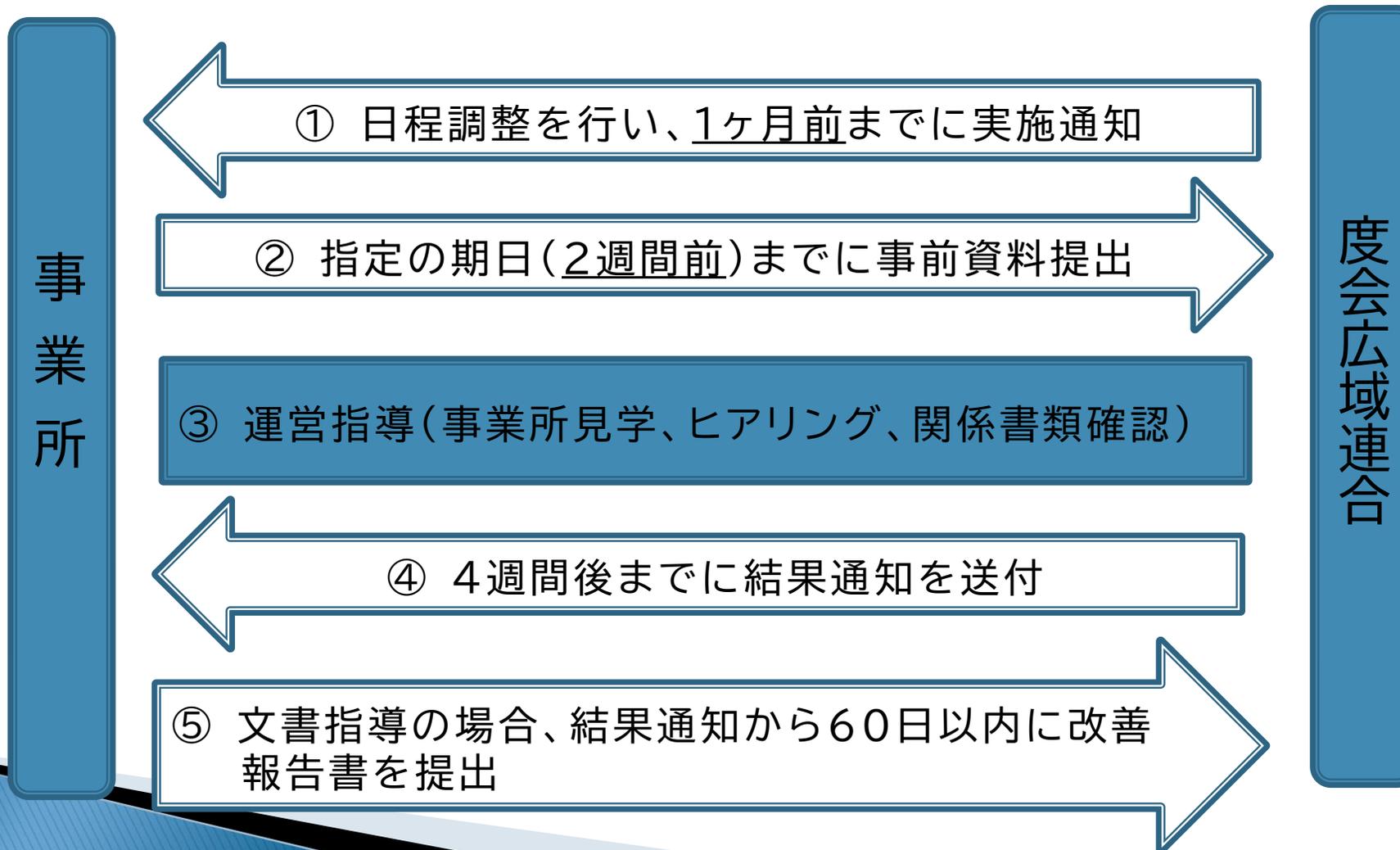
目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



運営指導の流れと令和6年度運営指導予定

運営指導の流れ(運営指導実施日まで)



運営指導の流れと令和6年度運営指導予定

運営指導の流れ(指導当日)

| 時間 | 内容 |
|-------|--|
| 10:00 | 開始 |
| | ①本日の流れと指導の目的について共有 当日の流れと、指導の目的について説明します。 |
| | ②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただきます。 |
| | ③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させていただきます。 確認する中でわからない点があれば、事業所担当者様にお聞きします。 |
| 14:00 | ④講評 指導結果を口頭で講評します。 |
| 15:00 | ⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。 |
| 16:00 | 終了 |

*時間については現在の目安です。



運営指導の流れと令和6年度運営指導予定

運営指導の流れ(指導当日)

| 時間 | 内容 |
|-------|--|
| 10:00 | 開始 |
| | ①本日の流れと指導の目的は 当日の流れと、指導の目的について |
| | ②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただ |
| | ③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させ 確認する中でわからない点があ |
| 14:00 | ④講評 指導結果を口頭で講評します。 |
| 15:00 | ⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。 |
| 16:00 | 終了 |

度会広域連合の指導目的である「事業所支援」「事業所とともに地域をつくる」ため、運営指導時に事業所との情報交換を行います。

◆現在、運営等で困っていること

◆事業所の理念や、地域における事業所の役割

◆事業所の取り組み

◆運営、報酬に関する質問

などにつきご意見をお聞かせ下さい。

*時間については現在の目安です。



運営指導の流れと令和6年度運営指導予定

令和6年度運営指導予定

| 事業所名 | 運営指導予定時期 |
|---------------------|----------|
| グループホームこかげ(度会町) | 令和6年10月 |
| デイサービスセンターアララギ(大紀町) | 令和6年10月 |
| いちに(南伊勢町) | 令和6年11月 |
| ケアプランいいひ(大紀町) | 令和6年12月 |
| 愛の家デイサービス五ヶ所(南伊勢町) | 令和7年1月 |
| 居宅介護支援事業所ひだまり(南伊勢町) | 令和7年2月 |

※上記の事業所に対しては1ヶ月以上前に電話で日程調整を行い、実施日決定後に通知を送付します。

※予定は変更になる可能性があります。



目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



令和6年度までの経過措置について

令和3年度改定において、次の事項については令和6年3月31日までは経過措置となっていますが、令和6年4月1日より義務づけとなっていますので、適切な対応をお願いします。

- (1) 虐待防止規定の創設
- (2) 事業継続に向けた取組
- (3) 感染症対策
- (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ



目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 運営指導報告
- 3 令和6年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和6年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



その他

(1)伊勢労働基準監督署からのお知らせ

今年も伊勢労働基準監督署から資料提供を受けております。

労働関係法令について周知したい内容となっておりますので、各事業所で内容を確認していただき、適切な対応をお願いします。



その他

(2) 要介護認定について

事業所において要介護認定に関わる方を対象とした動画を作成しました。

内容は、「要介護認定に関して誤解を招きやすい事項」のほか、「申請の適正な時期」についての説明です。

対象は要介護認定に関わる全ての方です。対象となる方は動画の視聴をお願いします。



その他

(3)各事業所からの質問方法について
質問の受付窓口は以下の通りとなります。

| 質問内容 | 受付機関 |
|------------------------------------|--------|
| 事業所の運営及び人員等の基準解釈 各種加算、集団指導、運営指導 | 度会広域連合 |
| 介護保険に関するその他の質問 | 各町役場 |



ご視聴いただきありがとうございました

集団指導

令和6年度は動画配信と資料掲載をもって集団指導とします。

動画や資料の確認後、事業所番号毎に集団指導参加整理票の提出をお願いします。

運営指導

令和6年度に運営指導を実施する予定の事業所はスライドで説明した通りです。該当する事業所へは1ヶ月以上前に日程調整のご連絡をさせていただきます。

お忙しいとは思いますが、ご協力をよろしくお願いします。

